

○文部科学省告示第四十三号

技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第三十一条の二第二項及び第三十二条第二項の規定に基づき、大学その他の教育機関における課程であつて科学技術に関するものうちその修了が第一次試験の合格と同等であるもの及び当該課程に対応する技術部門を次のように指定する。

平成十六年三月二十六日

文部科学大臣 河村 建夫

技術士法第三十一条の二第二項に規定する大学その他の教育機関における課程であつて科学技術に関するものうちその修了が第一次試験の合格と同等であるものは、次の表の上欄に掲げる大学その他の教育機関における課程をそれぞれ同表の中欄に掲げる修了年月以降に修了した者について同表の上欄に掲げる当該課程とし、同法第三十二条第二項に規定する課程に対応する技術部門は、同表の上欄に掲げる当該課程についてそれぞれ同表の下欄に掲げる技術部門とする。

大学その他の教育機関	課程	修了年月	技術部門
北海道大学	工学部土木工学科 工学部分子化学工学科	平成十五年三月 平成十五年三月	建設部門 化学部門
東北大学	工学部生物化学工学科 工学部マテリアル・開発系(金属工学科、材料物性工学科、材料加工工学科)	平成十五年三月	金属部門
群馬大学	工学部生物化学工学科生産プロセス 工学講座(化学工学科コースに限る。)	平成十五年三月	化学部門
千葉大学	工学部建設工学科 園芸学部生物生産科学科(生物環境調節プログラムに限る。)	平成十五年三月	建設部門 農業部門
東京農工大学	工学部化学システム工学科 園芸学部園芸経済学科(生物環境調節プログラムに限る。)	平成十四年三月	化学部門
横浜国立大学	工学部物質工学科(化学システム工学コース、機能物質化学コース、化学生命工学コース又は環境エネルギー安全工学コースに限る。)	平成十五年三月	化学部門
富山大学	工学部機械知能システム工学科	平成十五年三月	機械部門
金沢大学	工学部機能機械工学科 工学部土木建設工学科	平成十五年三月 平成十五年三月	機械部門 建設部門
信州大学	繊維学部精密素材工学科	平成十五年三月	化学部門
静岡大学	情報学部情報科学科(計算機科学コースに限る。)	平成十五年三月	情報工学科部門

名古屋大学	工学部化学・生物工学科(分子化学工学コースに限る。)	平成十四年三月	化学部門
京都工芸繊維大学	繊維学部高分子学科(応用化学プログラムに限る。)	平成十五年三月	化学部門
鳥取大学	工学部土木工学科	平成十五年三月	建設部門
岡山大学	工学部機械工学科(機械工学プログラムに限る。)	平成十五年三月	機械部門
愛媛大学	工学部システム工学科(システム工学プログラムに限る。)	平成十五年三月	電気電子部門
熊本大学	工学部電気電子工学科(電気電子工学プログラムに限る。)	平成十五年三月	電気電子部門
八戸工業大学	工学部環境建設工学科 工学部環境システム工学科(土木環境工学プログラムに限る。)	平成十五年三月 平成十四年三月	建設部門 建設部門
金沢工業大学	工学部機械系(機械工学科、機械システム工学科) 工学部材料系(物質システム工学科、先端材料工学科)	平成十五年三月	機械部門 金属部門
立命館大学	理工学部土木工学科	平成十五年三月	建設部門
関西大学	工学部材料工学科	平成十五年三月	金属部門
山口東京理科大学	基礎工学部物質・環境工学科(応用化学コースに限る。)	平成十五年三月	化学部門
福岡大学	工学部化学工学科(化学プロセス工学コースに限る。)	平成十五年三月	化学部門
宮城工業高等専門学校	専攻科(生産システムデザイン工学に限る。)	平成十五年三月	応用理学部門
仙台電波工業高等専門学校	電子システム工学専攻及び情報システム工学専攻(電子情報システム工学プログラムに限る。)	平成十五年三月	電気電子部門
高知工業高等専門学校	建設工学専攻(建設工学に限る。)	平成十五年三月	建設部門

附則
この告示は、平成十六年四月一日から施行する。